

(現 行)

(改 正 案)

(占用の期間)

第2条 占用の許可期間は、次に掲げるところによる。

	占用物件	占用の期間
(1)	(略)	(略)
(2)	次に掲げる工作物、物件又は施設 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ <u>ガス事業法によるガス管（一般ガス事業、簡易ガス事業</u> <u>の用に供するものに限る。）</u> ⑥ <u>電気事業法による電柱又は電線（同法第二条第一項第十号に規定する電気</u> <u>事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）</u> <u>）がその事業の用に供するものに限る。）</u> ⑦ (略) ⑧ (略)	(略)
(3)	(略)	(略)

2 (略)

(公衆用ゴミ容器等)

第10条 公衆用ゴミ容器及び公衆用すいがら入れ（以下「ゴミ容器等」という。）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	(略)
(2)	<u>ゴミ容器等には、占有者名及び連絡先を表示しなければならない。</u>
(3)	<u>設置場所_____は、原則として歩道上で通行等の支障のない場所とすること。</u> _____
(4)	<u>ゴミ容器等の構造及び規格は、次のとおりとする。</u> ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)
(5)	(略)
(6)	<u>ゴミ容器等設置者は、日常の維持管理計画書を作成し、道路占用許可申請手続きの際に提出すること。</u>

(占用の期間)

第2条 占用の許可期間は、次に掲げるところによる。

	占用物件	占用の期間
(1)	(略)	(略)
(2)	次に掲げる工作物、物件又は施設 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ <u>ガス事業法によるガス管（ガス小売事業、一般ガス導管事業、ガス製造事</u> <u>業の用に供するものに限る。）</u> ⑥ <u>電気事業法による電柱又は電線（同法第2条第1項第17号に規定する電気</u> <u>事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第72</u> <u>号）による改正前の電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気</u> <u>事業者に相当する者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）</u> ⑦ (略) ⑧ (略)	(略)
(3)	(略)	(略)

2 (略)

(公衆用ごみ容器等)

第10条 公衆用ごみ容器及び公衆用すいがら入れ（以下「ごみ容器等」という。）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	(略)
(2)	<u>ごみ容器等には、占有者名及び連絡先を表示しなければならない。</u>
(3)	<u>設置場所については、次のとおりとする。</u> ① <u>公衆用ごみ容器については、原則として歩道上で通行等の支障のない場所とすること。</u> ② <u>公衆用すいがら入れについては、原則として歩道上で通行等の支障のない場所、かつ、利用者が</u> <u>滞留し歩行者の通行支障を来たすおそれのない場所とすること。</u>
(4)	<u>ごみ容器等の構造及び規格は、次のとおりとする。</u> ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)
(5)	(略)
(6)	<u>ごみ容器等設置者は、日常の維持管理計画書を作成し、道路占用許可申請手続きの際に提出すること。</u>

(横断幕)

第24条 歩道橋等への横断幕の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	(略)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	(略)
(5)	(略)
(6)	申請手続きについては、次のとおりとする。 ① 申請者は、申請書を提出する前に、_____所管する建設事務所に設置場所、設置方法等について、及び_____都市計画総局計画部まちのデザイン室に意匠、色彩等についての事前協議を行うこと。ただし、他の道路管理者及び交通管理者が申請者である場合は、従前の手続により、事前協議を省略できるものとする。 ② (略) ③ (略)
(7)	(略)

(クリーンステーション標識)

第28条 クリーンステーション（環境局が指定する家庭ごみ集積場所）の標識（以下本条中、「標識」という）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	(略)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	占用許可の申請は環境局業務課_____が行うものとし、設置場所のわかる位置図又は一覧表と数量の報告をしなければならない。
(5)	_____ステーションの新設・廃止・変更があり、標識に変更がある場合は占用許可の変更申請をすること。

(スポンサー花壇のサインボード)

第31条 スポンサー花壇のサインボードの占用については、次に掲げるところによる。

(1)	(略)
(2)	スポンサー花壇の選定にあたって、建設局公園砂防部_____は事前に道路管理者に協議するものとする。
(3)	(略)
(4)	(略)
(5)	(略)

(横断幕)

第24条 歩道橋等への横断幕の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	(略)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	(略)
(5)	(略)
(6)	申請手続きについては、次のとおりとする。 ① 申請者は、申請書を提出する前に、設置場所、設置方法等について、所管する建設事務所に_____、並びに意匠、色彩等について、景観政策を所管する部署_____に_____事前協議を行うこと。ただし、他の道路管理者及び交通管理者が申請者である場合は、従前の手続により、事前協議を省略できるものとする。 ② (略) ③ (略)
(7)	(略)

(クリーンステーション標識)

第28条 クリーンステーション（環境局が指定する家庭ごみ集積場所）の標識（以下本条中、「標識」という）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	(略)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	占用許可の申請は標識を所管する部署が行うものとし、設置場所のわかる位置図又は一覧表と数量の報告をしなければならない。
(5)	_____クリーンステーションの新設・廃止・変更があり、標識に変更がある場合は占用許可の変更申請をすること。

(スポンサー花壇のサインボード)

第31条 スポンサー花壇のサインボードの占用については、次に掲げるところによる。

(1)	(略)
(2)	スポンサー花壇の選定にあたって、スポンサー花壇を所管する部署は事前に道路管理者に協議するものとする。
(3)	(略)
(4)	(略)
(5)	(略)

別表 道路の地下埋設物件の頂部と路面との距離について
(略)

[付 表]

浅層埋設管の種類(規格)及び管径について

(1) ガス事業

- ・鋼管 (JIS G 3452) (略)
- ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) (略)
- ・ポリエチレン管 (JIS K 6774) 200mm以下のもの

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

別表 道路の地下埋設物件の頂部と路面との距離について
(略)

[付 表]

浅層埋設管の種類(規格)及び管径について

(1) ガス事業

- ・鋼管 (JIS G 3452) (略)
- ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) (略)
- ・ポリエチレン管 (JIS K 6774) 300mm以下のもの

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)